

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）のご案内

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度です。

制度の概要

1. 対象者

次の全てを満たすこどもが対象となります。なお保護者の就労要件は問いません。

- ・利用日時点で生後6か月から満3歳未満（3歳に達する日の前々日まで）であること。
- ・保育所等（保育所・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育施設）に通っていないこと。※認可外保育施設に通うこどもは利用対象です。

2. 利用可能時間

1か月あたり10時間利用可能です。1回当たり2時間30分で、月に4回利用できます。

※1時間単位の利用はできません。

※次の月に持ち越すことはできません。

3. 実施施設

天道保育園

月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前：9時00分から11時30分 午後：13時30分から16時00分

定員：7名（1回当たり）

4. 利用料（1回当たり）

750円（現金またはPayPayで支払い）

※生活保護世帯、非課税世帯、市民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合は利用料が減免されます。

利用の流れ（すべての手続きがオンライン上で完結します）

●STEP 1 利用申請

右のQRコードを読み取り、利用申請から「お住まいの地域」を選択し、メールアドレスを入力。届いたメールのURLより、必要事項の入力を行ってください。



●STEP 2 アカウント登録

STEP 1の申請から約2週間後、総合支援システムよりアカウント登録完了メールが送付されます。メールからパスワードリセットを行い、システムにログインしてください。ログイン後、メニューの利用者情報管理にて保護者とお子様の情報を登録してください。今後の面談等で利用します。

●STEP 3 支給認定証の交付

STEP 2のアカウント登録をすることで、総合支援システムのメニューにある認定証管理にて、支給認定証を確認することができます。こども誰でも通園制度利用の際に提示が必要になります。

●STEP 4 事前面談予約

実際に利用する前に面談が必要です。総合支援システム上の「施設をさがす」から園を選択してください。「空き情報を見る」をクリックすると初回面談予約手続きに進むことができます。面談希望日をご入力ください。面談日が決定しましたら、園よりメールが届きます。※面談は11時30分から13時30分の間で行います。

●STEP 5 事前面談

STEP 4で決定した日に、お子様と一緒に園に行ってください。利用方法の伝達やお子様の様子を確認します。持ち物は特にありません。

●STEP 6 利用予約（利用希望日の30日前から当日まで予約可能）

総合支援システムのメニューにある「施設をさがす」から園を選択してください。「空き情報を見る」をクリックして、利用するお子様を選択の上、希望日時を選択して予約をしてください。後日、総合支援システムより予約完了メールが送付されます。

問い合わせ先

碧南市役所 保育課保育係

電話番号：0566-95-9887